

いわき市農業委員会第18回総会議事録

1 開催日時

平成29年11月20日（月）14時20分から15時20分

2 開催場所

いわき市役所東分庁舎 5階 会議室

3 出席者（39人）

(1) いわき市農業委員会委員（32人）

1 田山 一郎	11 小泉 昌男	21 草野 庄一	31 渡邊 和夫
2 高木 眞一	12 鈴木 克巳	22 鈴木ヒデ子	32 木村 茂
3 吉田 忠夫	13 青木 泰榮	23 荒川 光弘	33 佐川 良平
4 小野 勝彦		24 油座 勝三	34 蛭田 元起
	15 欠員	25 大竹 公治	35 根本 俊男
6 木田テイ子	16 佐藤 哲男	26 赤津 正身	36 藁谷 昭夫
7 愛川 卓司		27 根内 一彰	
8 渡邊 雄八	18 小川 智		
9 猪狩 和一	19 鈴木 理	29 瀬谷 弘	39 長瀬 紘
10 飯高 敬一		30 草野久仁昭	40 阿部 浩二

(2) 事務局（7人）

黒川 政彦	事務局長
鈴木 一徳	事務局次長
林 克伊	主任主査兼農地調整係長
野木 隆司	農政振興係長
坂本 聡	農政振興係 主査
小川 誉史	農政振興係 主査
近藤 一也	農地調整係 主査

4 欠席者（7人）

5 松本 英人
14 木田 幸男
17 佐藤 好弘
20 赤津 弘恭
28 和田 正人
37 三戸 進
38 佐藤 吉行

5 会議の概要

事務局 (鈴木次長)	<p>定刻となりましたので、第18回総会を開催致します。</p> <p>はじめに、お手元にお配りしました資料を確認させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none">・第18回総会議案書・【資料1】平成30年農作業労働賃金標準額について・【資料2】いわき市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規程の制定資料・【資料3】農地転用許可・届出等申請手続きにおける事務処理の日程及び期間の変更（案）について・農業者年金加入推進啓発物品（紙袋入り） <p>以上5点です。</p> <p>それでは、本日の次第に基づき、進めさせていただきます。</p> <p>開会の言葉を草野会長職務代理人よりお願い致します。</p>
草野会長職代	<p>委員の皆様には大変お忙しい中お集まり頂き、ありがとうございます。</p> <p>只今より、いわき市農業委員会第18回総会を開会致します。よろしくお願い致します。</p>
事務局 (鈴木次長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に農業委員憲章唱和ですが、唱和のご発声を蛭田元起農地部会長よりお願い致します。</p>
蛭田部会長	<p>私が「いわき市農業委員憲章」と申しますので、「わたくしたち農業委員は」から引き続きご唱和下さい。</p> <p>— 憲章唱和 —</p>
事務局 (鈴木次長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして会長挨拶に移ります。</p> <p>鈴木会長、よろしくお願い致します。</p>
鈴木会長	<p>第18回いわき市農業委員会総会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。委員の皆様には公私共にご多忙の中、ご参集を賜り改めて感謝申し上げます。</p> <p>さて、本日の協議事項ですが、まず報告第1号と致しまして、平成30年農作業労働賃金標準額について、農政振興部会から報告を受けるものであります。</p> <p>続きまして、報告第2号と致しまして、農業委員会新体制に関する</p>

鈴木会長 　　る関連条例の改正等について報告を受け、議案第1号から第3号までの農地利用最適化推進委員に関する規程等についてご審議頂きます。後ほど事務局から詳細な説明がありますが、本委員会が平成30年7月からの新たな体制整備を図り、更なる業務の適切かつ円滑な執行を進めるにあたり、非常に重要な案件となっておりますので、委員の皆様には慎重なるご審議をお願い申し上げ、簡単ではございますが挨拶と致します。

事務局
(鈴木次長) 　　ありがとうございました。それではこれより議事に移りますが、議事の進行は総会会議規則第6条の規定に基づき、会長が議長となりまして進めさせていただきます。会長、よろしくお願い致します。

議 長
(鈴木会長) 　　それでは議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行に努めて参りたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

本日の通告欠席は、
議席番号 5番 松本 英人 委員
14番 木田 幸男 委員
17番 佐藤 好弘 委員
20番 赤津 弘恭 委員
28番 和田 正人 委員
37番 三戸 進 委員
38番 佐藤 吉行 委員 でございます。

只今、39名中32名が出席しており、本日の総会が成立しましたことをご報告申し上げます。

次に議事録署名人の指名であります。議長が指名することにご異議ございませんか。

委 員 　　－異議無しとの声あり－

議 長 　　ご異議が無いようでありますので、指名致します。

(鈴木会長) 議席番号 39番 長瀬 紘 委員
40番 阿部 浩二 委員

以上2名を指名致します。

次に、会務報告を事務局よりお願い致します。

事務局
(鈴木次長) 　　－総会議案書2～3ページにより会務報告－

議長
(鈴木会長)

ありがとうございました。それではこれより議事に移ります。

まず、本日の総会の事前通告に無かった議案等の追加になります
が、報告1件、議案3件でございます。いずれも11月16日に閉会を
致しました、平成29年いわき市議会11月定例会において、いわき市
農業委員会の新体制移行に係る関連条例が制定されましたことから
追加するもので、10月に開催された全員協議会において事務局より
事前に概要説明のありました件でございます。

それでは、まず報告第1号 平成30年農作業労働賃金標準額につ
いて、農政振興部会より説明を求めます。

渡邊農政
振興部会長

－総会議案書4ページ朗読－

平成30年農作業労働賃金標準額につきまして、本日開催致しまし
た第27回農政振興部会において議決されましたので、その審議経過
及び内容についてご報告させていただきます。資料1の1ページをご覧
ください。はじめに、策定の経緯等でございますが、標準額につき
ましては、検討委員会において調査検討等を行い、標準額等の原案
を作成し、農政振興部会へ提出するとされております。本年4月に
実施致しました、前年の農作業労働賃金標準額が適当であるか等の
アンケート調査等を参考にしながら、9月まで4回の検討を行って
頂き、10月20日開催の第26回農政振興部会に松本委員長から、平成
30年農作業労働賃金標準額の原案の報告がなされ、部会において協
議した結果、原案を了としたところです。その後、この標準額はJ
A福島さくらいわき地区本部との連名となることから、JAに照会
し、11月1日付で承認を得たものであり、本日開催の第27回農政振
興部会でこれらを報告し、議決したところです。

次に、平成30年農作業労働賃金標準額の検討内容について申し上
げます。2ページをご覧ください。検討委員会では、現行の標準額
を見直す必要があるかどうかなどの検討を行い、また、アンケート
調査結果を勘案したうえで、現行の標準額を適正と考える方がほと
んどであること、及び、標準額を改定することにより委託者と受託
者のいずれかが利益を得る一方、もう一方は不利益を被る結果とな
り、委託者と受託者の間における利益の分配バランスが崩れる恐れ
があることから、平成30年についても従来から設定されている項目
については、請負労働作業、雇用労働作業各項目ともに標準額を据
え置くことと致しました。

次に、新規の追加項目について申し上げます。こちらにつきまし
ても、アンケート調査結果をもとに要望のあった項目について、一
つ一つ検討して頂きました。その結果、アンケート調査により要望
のあった新たに設定してほしい項目のうち、自走あぜ草刈機を追加

渡邊農政
振興部会長

することとし、標準額は1時間あたり3,000円と致しました。なお、参考として1時間あたりの福島県の最低賃金を3ページ下部に記載しております。福島県最低賃金については、4ページの福島労働局資料にありますとおり、平成29年10月1日付けで726円から748円に改定となっております。

最後に今後の予定についてであります。事務局において来年1月以降に、平成30年農作業労働賃金標準額を印刷のうえ、各農事組合長を通じて、各農家に配布したいと考えております。

以上、報告させていただきます。

議 長
(鈴木会長)

只今、農政振興部会長より説明がございましたが、皆様方からご意見・ご質問はございますか。

ご質問が無いようでありますので、お諮りを致します。報告第1号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員

－特に無しとの声あり－

議 長
(鈴木会長)

ご質問等が無いようでありますので、報告事項ということでご承知置き願います。よろしくお願い致します。

次に、報告第2号 いわき市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の改正等について、事務局より説明を求めます。

事務局
(野木係長)
(小川主査)

－総会議案書5ページ朗読－

報告の内容と致しましては、只今読み上げさせていただきましたとおりでございます。内容そのものについては、昨年、検討委員会の皆様を中心にご検討頂きまして、また、市長部局の方から提案のありました原案を踏まえまして、今年の3月の総会で皆様に原案として示させて頂いた内容がそのまま今回条例として制定されたものであります。施行日にありますとおり、平成30年7月7日までは現体制で運営されていきまして、平成30年7月8日からは新体制で運営されていくものであります。

事務局からの説明は以上です。

議 長
(鈴木会長)

只今、事務局より説明がございましたが、皆様方から何かご質問はございますか。

委 員

－特に無しとの声あり－

議 長 (鈴木会長) ご質問等が無いようでありますので、報告事項ということでご承知置き願います。

次に、議案第1号 いわき市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規程の制定について、事務局より説明を求めます。

事務局 (野木係長) ー総会議案書6ページ朗読ー
詳細は、担当の小川主査よりご説明申し上げます。

(小川主査) 資料2をご覧頂きたいと思います。

選任規程のポイントとしまして、いわき市では

- 1 推進委員の担当区域及び定数を定める。
- 2 推薦等の方法を定める。
- 3 推薦等の際に農業委員会に提出する書類を定める。
- 4 推薦等の期間や書類の提出方法等の周知方法を定める。
- 5 選定の過程の公正性及び透明性を確保するために必要な措置を定める。

となっております。裏面をご覧ください。これらを制定する根拠としましては、下の方に色が付いて、更にゴシック体で強調されておりますが、第13条になります。こちらにございますように、推薦の求め及び募集の期間、第11条第1項の書類の提出方法その他法第19条第1項の規定による推薦の求め及び募集に関し必要な事項は、農業委員会が定めるものとするという規定がございます、こちらに基づきまして関連する規程を制定するものでございます。

なお、農業委員に関する選任の規則につきましては市長部局、事務的には農業振興課になりますが、こちらで同様の内容で事務を行っているところでございます。予定では11月15日に法規審査会という会議の中で市長部局の方の中身も決定して、その内容と農業委員会で定める推進委員に関する規程が一致するという流れを予定していたところでございますが、市長部局の方の法規審査会が12月の上旬にずれ込むということで、農業委員会の方だけ先んじて制定するとなってしまったところでして、今後、農業委員会で定める内容と市長部局が定める内容と最終的に一致させる関係で、細かい文言等で後日、事務的な修正が発生する可能性があることだけご了承頂きたいと思います。

内容につきましては、議案書の7ページに規程がございます。ポイントについては資料2で読み上げたとおりであるということと、前回の全員協議会の際に概要についてはご説明させて頂いておりますので、ポイントだけ触れさせて頂きますと、第2条にございます担当区域及び定数ということで、農業委員とは異なりまして、推進委員につきましては、担当する区域を定めて募集をする人数も定め

事務局
(小川主査)

るとなっております。こちらにつきましては、議案書8ページ及び9ページにございますとおり、別表ということで第2条関係がございます。こちらにつきましては、従前の選挙区の内容とほぼ一致している内容でございます。違う点としましては、以前にも報告させて頂いておりますが、内郷・好間・三和が1つの選挙区であったものを、内郷・好間地区と三和地区の2つに分けさせて頂いておりますので、全部で8地区だったものが9地区となっておりますのでございます。定数につきましては、推進委員は32人とありますので、合計32人と各地区の定数につきましては、検討委員会の中で整理させて頂きましてご報告させて頂いている割り当てとなっておりますのでございます。

7ページに戻りまして、第7条にございます候補者の評価ということで、農業委員会は、省令第11条の規定により提出された書類に基づき、いわき市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の意見を求めるものとなっております。こちらの設置の要綱につきましては、議案第2号で触れさせて頂きたいと思いますが、こちらを設置することによりまして、法令で求められる候補者の選定にあたりましては、公正性及び透明性を確保することとなっておりますので、こちらによって、その担保をされるものというつくりになってございます。細かいところになりますと選任規程いろいろございますが、大きなポイントとしては以上でございます。事務局からの説明は以上でございます。

議長
(鈴木会長)

只今、事務局より説明がありましたが、皆様方から何かご質問はございますか。

委員

－特に無しとの声あり－

議長
(鈴木会長)

ご質問が無いようでありますので、お諮りを致します。議案第1号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員

－異議無しとの声あり－

議長
(鈴木会長)

ご異議が無いようでありますので、議案第1号については、原案のとおり決定致します。

次に、議案第2号 いわき市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置要綱の制定について、事務局より説明を求めます。

<p>事務局 (野木係長) (小川主査)</p>	<p>－総会議案書10ページ朗読－ 詳細は、担当の小川主査よりご説明申し上げます。 こちらは、議案書の11ページから12ページに掲載させて頂いておりますが、評価委員会の設置要綱でございます。内容については、前回の全員協議会でご説明させて頂いておりますが、推進委員につきましては、その候補者を農業委員会の中に設置する評価委員会で評価し、その評価結果を総会に報告して推進委員を最終的に決定するという流れでございます。その評価委員会の委員につきましては、こちら第3条でございますが、評価委員は次に掲げる者をもって充てる。農業委員会会長、農業委員会会長職務代理者、いわき市農地利用最適化推進委員設置検討委員会の委員である者ということになります。このことから、現在8名の方が役員6名、プラス油座委員、飯高委員の8名の方がこの評価委員会の委員になって頂くという流れでございます。第4条以降につきましては、一般的ないわゆる会を設置運営する際の必要な条項、例えば、これらの会について招集するのは誰なのかとか、開催する際に必要な最低限の出席人数はどれだけなのか、そういった一般的な条項になっておりますので、説明は省略させていただきます。 最後に12ページになります、こちらにつきまして附則ということで、この要綱は、平成30年1月1日から実施するとなっております。こちらにつきましては、要綱を設置しまして、直ぐに実施ということも可能なのですが、先程も少し触れましたが、市の農業委員に関する規則、更にこの規則にぶら下がります、農業委員の候補者の評価委員会、こちらは今現在、最終段階で12月中旬頃に制定が見込まれているところでございます。農業委員及び推進委員の関係する規則規程等の実施の時期を合わせたいということで、平成30年1月1日から実施というような形にさせて頂いているところでございます。 議案第2号の説明については以上でございます。</p>
<p>議 長 (鈴木会長)</p>	<p>只今、事務局より説明がありましたが、皆様方から何かご質問はございますか。</p>
<p>委 員</p>	<p>－特に無しとの声あり－</p>
<p>議 長 (鈴木会長)</p>	<p>ご質問が無いようでありますので、お諮りを致します。議案第2号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>－異議無しとの声あり－</p>

議 長
(鈴木会長)

ご異議が無いようでありますので、議案第2号については、原案のとおり決定致します。

次に、議案第3号 第16期いわき市農業委員会の農地利用最適化推進委員募集要項の制定について、事務局より説明を求めます。

事務局
(野木係長)
(小川主査)

－総会議案書13ページ朗読－

詳細は、担当の小川主査よりご説明申し上げます。

議案書の14ページをご覧ください。第16期いわき市農業委員会の農地利用最適化推進委員募集要項ということで、農業委員会が推進委員の候補者を募集する、若しくは推薦を求めるにあたって、その事務的な条件等を記載した内容でございます。1から13まで項目を設けておりますので、順次説明させていただきます。

1つ目、募集の人数につきましては、定数の32人でございます。区域につきましては議案書の16ページになりますが、別表ということで1から9地区まで地区名・募集人数が載っております。こちらは先程、選任規程の内容と一致するものでございます。詳細な説明は省略させていただきます。

2つ目、主な業務ですが推進委員の主な業務としましては、担当区域において、主に次の業務を行いますということで、1から7までございます。こちらの内容につきましては、今までも説明させて頂いておりました内容でございますが、募集要項として一般の方にお見せする関係から少し具体的な部分としまして、(1)の農地の利用状況調査、利用意向調査、こちらについては日常業務と加えさせて頂いております。(6)と(7)であります。地区審議会若しくは総会に出席して頂くというところでございますが、地区審議会に関しましては年数回、総会については出席して頂く事自体が必要に応じてはございますが、総会自体は月に1回開催されるというところを加えさせて頂いております。

3つ目、任期でございます。こちらは農業委員会が委嘱した日から約3年となっております。この表現としましては、農業委員に関しましては法令で定められている任期がございまして、平成30年7月8日からになりますが、一方で推進委員はあくまでも農業委員会が委嘱した日からになりますので、7月8日以降の新体制の農業委員会で実際に委嘱された日が開始となりまして、今の時点で想定しているのは、約1週間程遅れた日を想定しています。満了する日につきましては、農業委員の任期が満了する日までですので、7月7日が満了する日となりますが、募集要項では約3年間という表現に止めさせて頂いております。

身分としましては、いわき市の非常勤の特別職職員、報酬は月額

事務局
(小川主査)

55,000円、資格要件としましては、法令上の表現をそのまま引用しております。農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方となっております。また、欠格事項としまして4点挙げさせて頂いております。(1)と(2)は破産手続き開始の決定を受けた者、禁固以上の刑に処されている者といったところでございますが、これらは法令上明記されております。(3)・(4)につきましては、農業委員会法には明記されておきませんが、その他の法令、若しくはいわき市の条例等で欠格となるであろうものを掲載しているところでございます。(3)はいわゆる公務員の兼職の禁止、(4)は暴力団排除条例ということで関係する者が相応しくないというものでございます。

候補者の募集期間に関しましては、平成30年2月1日から2月28日までで、2月を1カ月間ということで規定させて頂いております。

問い合わせ先としましては、いわき市農業委員会事務局、こちらは農業委員会事務局1本で、支所への提出等は想定しておりません。

提出にあたりましては、9 申込方法ということで、持参か郵送ということで、それぞれ留意事項が記載されております。留意事項を読み上げさせて頂きますと、農業委員と推進委員の兼務はできませんが、両方に申込可能です。農業委員への申込は、別途提出書類が必要になります。農業委員と推進委員の両方に申し込む際の添付書類(住民票)は1部で構いません。となっております。

提出書類は(1)・(2)・(3)と別れておりますが、推薦・応募で別れております。1つ目が個人が推薦をする場合です。これらについては個人の推薦書の申込書、これに添付書類として住民票を添付して頂くようになります。2つ目は団体等が推薦する場合、団体が推薦する場合は別な様式が必要になります。最後に自ら応募する場合、いわゆる自薦ということで自分自身で応募する際の様式の3種類がございます。いずれも申込様式1種類と発行後3カ月以内の住民票という組合せで大丈夫でございます。

11 公表でございます。こちらにつきましては、法令に則りまして提出された書類の一部をホームページ上で公表する必要がございますので、そちらについて記載しているものでございます。詳細は省略させて頂きます。

12 選定方法は、実際に提出して頂いた書類の中身に応じて評価委員会が点数を付けていることになる訳ですが、それにあたりまして、どういった内容を評価するのか、どういったところを見るのか、そういったポイントを示させて頂いております。1つ目、推薦・応募の別、2つ目、推薦団体等の農業分野や地域における主な活動等、3つ目、候補者の経歴・農業経営の状況・地域における活動等、4つ目、推進委員として期待できる推薦理由や応募の抱負でございま

事務局
(小川主査)

す。

最後に、選任結果につきましては、平成30年7月上旬頃に通知予定となっております。こちらは、新体制に移行してから新しい農業委員のもと、議決されて決定ということになるものですから、この時期になるというものであるということでございます。

17ページをご覧ください。ここからは申込用紙の様式の説明でございます。第1号様式ということで、個人の方から推薦を受けた場合のつくりになっております。表面は推薦を受ける方の内容を記載するものでございます。住所をはじめ、一般的な事項を網羅できるつくりとなっております。経歴のところは細かく別れておりますが、職歴や役職名、地域活動等を含むと、農業関係の受賞等の状況、更にその下には就農時期であったり、農業委員としての就任の状況、これらを記載して頂くところがございます。ここで分かりますように、こういった内容が評価のポイントになってくるということでございます。農業経営の状況としまして、①から④までございますが、基本的には専業農家なのか、非農家なのかが分かるようにして頂くということと、それらの裏付けと申しますか、参考になるものと致しまして従事日数や作付面積、これらを記載して頂くものでございます。その次に、推薦を受ける区域とございます。推進委員につきましては、応募する際、若しくは推薦を受ける際、複数の区域を対象とすることができます。これは住所地と実際に農業経営をしている区域が異なる場合等がございますので、そういった場合を想定したつくりになっているものでございまして、例えば、平1区と平2区両方とかということもできますので、その際には米印にもありますように、複数の場合、左から希望順にご記入して頂くというものでございます。その次が、認定農業者になっているのかどうか分かるようにということで、認定農業者になっている方は該当というところにチェックをして頂き、認定農業者では無い、若しくは認定農業者としての期間をもう過ぎてしまったという方は非該当というところになります。

最後に、農業委員への推薦又は応募の有無とございますように、農業委員と推進委員の両方に申し込むことは可能ですので、この場合は推進委員に申し込む場合の申込書でありますので、農業委員にも申し込んでいる場合には有の方に丸を、農業委員には申し込んでいない場合には無の方に丸を付けるということになります。なお、枠外の米印に関しては、公表に際してこういった内容を公表しますという部分について触れているものでございます。

次に18ページをご覧ください。第1号様式の裏面につきましては、個人の方が推薦する申込書でございますので、その推薦する方の個

事務局
(小川主査)

人の情報を記載するところがございます。最後に推薦の理由がございまして、米印にありますように、今までの取り組みや推進委員として今後期待できる活動内容をご記入ください。地域活動・地域貢献の実績等については、選定の参考としますので積極的にご記入ください。これらが評価委員会の中で評価する項目・ポイントとして重視するところになりますので、このあたりを記入して下さいというものでございます。また、枠外にも推薦をする者についても公表が義務付けられているものでございます。

19ページについては、第2号様式ということで、基本的には今ほどご説明したものとつくりは同じでして、団体の推薦を受ける方の様式になります。表の19ページの内容については基本的に変わりませんので、説明は省略します。20ページは推薦をする団体について、その内容を記載して頂くところがございます。基本的には、法令上記載が求められている項目でございますが、中段にございます農業分野の主な活動、地域における主な活動、このあたりにつきましても、法令上求められてはおりませんが、評価委員会の中で評価をする際に、こういった団体から推薦された方なのかというところで見ますので、その推薦する団体の状況としまして、農業分野の主な活動、地域における主な活動、これらを記載して頂くことを求めています。推薦の理由につきましても、先程と同様でございます。

次に21ページになります。こちらにつきましても、自分で応募する際の様式になってございます。基本的なつくりは同じでございます。22ページにつきましても応募の理由を記載するようになります。

要項については、こういった3種類の様式をつける形で募集要項と制定するところがございます。なお、こちらの募集要項の中で募集期間に触れておりますので、今後の主だったスケジュールも併せて説明させて頂きまして、こちらにつきましても、広報いわきにおいて1月号で今回制定されました条例の中身であったり、募集の期間であったり、これらを広報いわき1月号で周知する予定でございます。また、地区への説明としましては、今はまだ最終的に決定してございませませんが、JAと連携しまして1月下旬頃に地区における説明会というものを開催させて頂きまして、農事組合長へ説明させて頂きたいと考えております。ただ、こちらにつきましても、農業委員及び推進委員一体的に事務的に進めていく関係上、どうしても市長部局が窓口となってJAと連携していくというところがございます。また、具体的なところまで煮詰まっておりますので、今の時点ではこのような予定ですというところでご報告しかできませんことを申し訳ございませんがご了承頂きたいと思っております。

事務局からの説明は以上でございます。

議 長 (鈴木会長)	只今、事務局より説明がありましたが、皆様方から何かご質問はございますか。
田山委員	質問ではなく、印刷ミスかとは思いますが、16ページの別表がございまして、小名浜・常磐地区の中段よりも下に、泉もえぎ台とございまして、その次に の区域 と入っておりますが、これは必要無いかと思います。
事務局 (小川主査)	ご指摘のとおりでございます。こちらは事務局の確認不足でございました。修正させて頂きたいと思っております。
吉田委員	同じく16ページですが、担当区域というのは農家が存在している区域でありますか。
事務局 (小川主査)	こちらにつきましては、必ずしも農家の方がいるとか、農業者の方がいるとかではなくて、いわき市としまして、その行政区域として該当する区域を網羅しているところでございます。
吉田委員	わかりました。この中には農家が無い地区があるものですから。
議 長 (鈴木会長)	その他、ございますか。 ご質問が無いようでありますので、お諮りを致します。議案第3号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
委 員	－異議無しとの声あり－
議 長 (鈴木会長)	ご異議が無いようでありますので、議案第3号については、原案のとおり決定致します。 次に、その他に移ります。まず、事務局から何かございますか。
事務局 (林係長) (野木係長)	－農地転用許可・届出等申請手続きにおける事務処理の日程及び期間の変更（案）について－ －農業委員手帳の配付について－ －農業者年金加入推進啓発物品の配付について－ －平成30年いわき市農業委員会新年会の開催について－
議 長 (鈴木会長)	只今、事務局より説明がありましたが、皆様方から何かご質問はございますか。特に無いようですので、本日の議事は終了しました。議長の席を外させて頂きます。

事務局
(鈴木次長)

ありがとうございました。最後に閉会の言葉を草野会長職務代理者よりお願い致します。

草野会長職代

慎重審議、ありがとうございました。これをもちまして、いわき市農業委員会第18回総会を閉会致します。